

---

第2章  
ベネズエラにおける選挙法・制度の変更と  
その政治的インパクト  
(1999～2012年)

エクトル・ブリセニョ  
(2012年12月13日記)

---



近年の国政選挙では高い投票率が続く。2010年9月国会議員選挙で長蛇の列で投票の順番を待つ有権者  
(撮影：坂口安紀)

## はじめに

選挙制度は、選挙での競争を通して政治理念を表現するための枠組みであり、政治分析においてきわめて重要である。選挙制度は、市民が投票を通じて表現した政治選好・意志を、議席や政府ポストの獲得に反映させるためのルール・制度である。そしてそのルールや制度はまた、投票を通じて表現される民意に大きな影響を与える。本章では、ベネズエラ選挙制度とそのおもな変更点を紹介し、制度変更が選挙結果にどのようなインパクトを与えてきたかについて考察する。

1999年前後の選挙制度の変更点を比較すると、その背景には民主主義代表制の概念が変化していることがみてとれる。1999年以前は比例代表制の原則が貫かれ、制度上は少数派の政治意志も政治に反映されるデザインであった。それが1999年以降は、多数派の意志が「民意」（ルソーの言葉では「一般意志」）とされ、少数派の意志が反映されない多数代表制へと転換されたのである。

つまり選挙制度の変更は、単にどの政治グループにとって有利になったかというだけでなく、民主主義代表制の概念という、より根本的な変化を反映している。そのため本章では、単に大統領選や州知事選に関する選挙制度に限らず、民主主義代表制概念の変化を理解するために、議会選挙も含めた選挙制度の変化を対象に考察を進める。

### I. 選挙制度に関する一般的概念

選挙制度のデザインは、そのもとでどのような民主主義代表制のモデルが形成されるかにも影響を与える。民主主義代表制の既存の2大モデルは多数代表制と比例代表制であり、それらはそれぞれ異なる政治理念の上に立脚している。多数代表制は、議会において1政党が多数派を形成することを目的としたもので、その目的を達成するために多数派有権者の政治選好を過大に反映する傾向がある。多数代表制を支える論理は、権力を集中させることにより、強力で安定した政権を構築し、統治能力を高めることである。一方、比例代表制における代表とは、国民の政治選好を忠実に反映することであり、そのために議席（お

よび権力)は、各政党の得票率に応じて配分される。またこれら2つの代表制モデルの間には、より民主的に民意が代表に反映されるよう、多数代表制と比例代表制を組み合わせた混合方式も存在する(表1を参照)。

表1 2つの民主主義代表制モデルの原則と機能

代表の原則	決定方式	目的
多数代表制	多数によって決まる (単純多数であっても)	多数派の形成
比例代表制	得票率に比例して決まる	有権者の政治意志の反映

(出所) Nohlen, Dieter (1995), *Sistemas electorales y partidos políticos*, México D.F.: FCE.

以上は多数の代表者が選出される議会選挙<sup>(1)</sup>に関する議論である。一方、大統領領や知事、市長など、ひとりを選出する選挙に関しては、当然ながら選挙制度は多数代表制のルールに基づくものとなる。

大統領選挙の制度(または議会選挙でも小選挙区制の場合)を分析するにあたっては、以下のような要素が重要になる。すなわち、(1)当選に必要な「多数」の定義、(2)選挙のラウンド数、(3)政権の任期、(4)再選の可否、および(5)投票の義務の有無、である。

多数の定義とは、絶対多数であれ相対的多数であれ、当選に必要な得票率のことである。多数の定義は選挙のラウンド数(投票が1回だけなのか、あるいは2回以上の複数ラウンドの実施が想定されている)とも関係している。当選するのに絶対多数が必要な場合は、1回目の投票でいずれの候補者も絶対多数が獲得できなかった場合、2回目以降の投票が実施される。

さらに、多数の定義にも、絶対多数(50%以上)と、一定の投票率以上で定義される多数がある。たとえば、投票率が40%以上で当選が決まる国がある。また別の例では、当選するには、一定の得票数に加えて次点候補者に一定の得票差をつける必要がある国もある<sup>(2)</sup>。これらの制度では、2回以上の投票が実施されることがある。2回目以降の投票ラウンドには、1回目に参加したすべての候補者が再度立候補する場合、また1回目の投票で一定の最低得票数を獲得できなかった候補者は2回目以降には候補資格を失い、最低得票数をクリアした一部の候補者のみが2回目以降のラウンドに参加する場合がある。小選挙区制あるいは1ポストのみを選出する選挙でこのような複数投票ラウンド制が使わ

れる場合、その選挙結果は、しばしば正当性と効率性の観点から分析される<sup>(3)</sup>。

また、複数の異なる選挙<sup>(4)</sup>（国、州、市レベルでの首長選挙や議会選挙など）が1回の選挙プロセスで同時実施されることもある（「選挙の同時性」）。この場合、複数の選挙が同時に実施されることが、それぞれの選挙結果にどのような影響を及ぼすかが分析テーマとなる。

大統領の任期および再選の可否は、選挙により選出された政権の在任期間を規定する。

## II. 1961年憲法と1999年憲法における選挙に関する制度変更

### 1. 主権行使の「間接的手段」としての選挙

ベネズエラで最初の直接・普通選挙が実施されて国会議員が選出されたのは1946年であるが、それを規定したのが1945年9月20日に承認された選挙法である。同法は、少なくとも次の3点において、その後1958年の民政移管<sup>(5)</sup>に不可欠な、以下の試金石を残すことになった。(1) 普通・秘密・直接選挙の権利、(2) 議会選挙における比例代表制の実施、(3) 選挙権にかかわる規則は憲法ではなく特別法により定められること。

1958年の民政移管以降チャベス政権が誕生するまでの30年以上にわたって民主主義体制の基盤となった1961年憲法では、民主主義原則として、国民は選挙を通して主権を行使すると規定している（第3条および第4条、表2を参照）。それに対して1999年憲法は、選挙は国民の主権行使においてあくまでも「間接的な手段」とであると定め（第5条）、市民総会など、選挙以外に市民が直接的に政治参加できるさまざまな形態を第70条で規定している。そして、そのような新たな直接的政治参加の形態が登場したことにより、1999年憲法では国民主権の行使メカニズムとしての選挙の優位性が弱められてしまったのである<sup>(6)</sup>。

また1961年憲法（第110条）では、投票は国民の義務として規定されていたが、1999年憲法（第62条）では、投票は権利であるとのみ規定され、義務ではなくなった。投票の意義が変質したのである。

表2 ベネズエラ1961年憲法および1999年憲法の選挙原則

憲法	選挙原則
1961年憲法	<p>第3条 ベネズエラ共和国政府は民主的で、民意を代表し、政権交代を前提とした、責任ある政府である。</p> <p>第4条 主権は国民にあり、国民は選挙および公民権力を通して主権を行使する。</p> <p>第110条 投票は権利であり、公的な役割である。投票することは法の定める範囲および条件に基づく義務である。</p> <p>第111条 満18歳以上で、市民権停止の措置を受けていない、または政治的権利を剥奪されていないベネズエラ国民はすべて有権者である。市町村選挙については、居留条件および法の定めるところに従い、外国人も投票することができる。</p> <p>第113条 選挙法は投票の自由および秘密を保証し、少数派の意見が比例代表制によって反映される権利を認める。選挙機関は、何らかの政党または政治団体が支配することがないように構成され、その職務遂行を保証するために、同機関の構成員は法が規定する特権を享受することができる。選挙に参加する政党には、選挙を監視する権利がある。</p> <p>第114条 投票ができるベネズエラ国民はすべて、国の政治に民主的な方法で参加するために政党に所属する権利がある。国会は、政党の民主的性格と法のもとでの平等を保証するために、政党の構成と活動を法律で規制する。</p>
1999年憲法	<p>第2条 ベネズエラは民主的かつ社会的な法治国家であり、生命、自由、正義、平等、連帯、民主主義、社会的責任を法の下でもっとも価値あるものと定め、人権、倫理、政治的多元主義を擁護する。</p> <p>第5条 主権は国民にあり、譲渡できない。国民は主権を本憲法および法律に定められたかたちで直接行使し、選挙および公民権力を通して間接的に行使する。国家機関は国民主権から生じ、これに従う。</p> <p>第6条 ベネズエラ・ボリバル共和国の政府およびそれを構成する政治機関は、民主的で、参加型で、選挙で選出され、分権化された、政権交代のある、多元主義的な政府であり、またその権限は不信任の対象となる。</p> <p>第62条 すべての国民は、直接的に、あるいは選出された代表を通して、政治に自由に参加する権利をもつ。政策の形成、実施、監査に国民が参加することで、国民が主人公となり、個人ならびに集団としての完全な成熟が達成される。これを促進するための条件を整えるのが国家の義務であり社会の責任である。</p> <p>第63条 投票は権利である。投票の権利は自由・普通・直接・秘密投票を通じて行使される。法律は候補者名記名式選挙の原則および比例代表制の原則を保証する。</p> <p>第64条 満18歳以上で、市民権停止の措置を受けておらず、また政治的資格を剥奪されていないベネズエラ国民はすべて有権者である。州、市、地区評議会の選挙については、満18歳以上でわが国に10年以上居留する外国人で、本憲法および法の定めるところに従い、市民権停止の措置をうけておらず、また政治的資格を剥奪されていないものも投票することができる。</p> <p>第66条 選挙人には、その代表に対し、選挙公約を守ったかを定期的かつ透明な報告を公表するよう要求する権利がある。</p> <p>第70条 国民主権の行使において国民が参加し主体となることができるのは以下のとおりである。政治面では、公職の選挙、国民投票、国民審査、大統領の不信任投票、法案および憲法修正条項案、憲法改正法案の発議、公開参事会、および市民総会など。社会・経済面では、市民サービス機関、自治、共同管理、ならびに貯蓄組合、コミュニティ企業、その他の相互協力や連帯の価値に沿って結成された団体など金融関係を含めたすべての形態の共同組合。法律は、本条に定められる参加形態が有効に機能するような条件を規定する。</p> <p>第125条 先住民は政治に参加する権利をもつ。国家は法に基づき、国会および先住民が居住する州議会ならびに市議会において、先住民が代表者をもつことを保障する。</p>

(出所) 1961年憲法、1999年憲法より筆者抜粋。

## 2. 大統領制に関する規定の変更

1961年憲法と同様、1999年憲法においても、大統領制を採用すること、および大統領が相対的多数で選出されるという点は変わっていない。しかし、1999年以降は大統領制に2つの変更が加えられた(表3)。ひとつは、大統領の任期が5年から6年に延長されたことである。一方で、国会議員の任期は5年間で変更がない。

もうひとつは、1961年憲法では認められていなかった連続再選が、1999年憲法では認められたことである。1999年憲法では、1度にかぎり再選が認められていたが、チャベス大統領は2007年に大統領の再選回数撤廃を含めた憲法改正案を提出した。それは同年末の国民投票で否決されたが、2009年チャベス大統領は再度同内容を盛り込む憲法修正案を提出し、2度目の国民投票(2009年2月16日)で可決された。そのため、現在では再選回数に制限なく連続再選が認められ、長期政権化が可能になった。これは、同憲法第6条に謳われている民主的な政権交代の原則と明らかに矛盾する。

表3 ベネズエラの1961年憲法および1999年憲法における大統領制度

憲法	大統領の選出	大統領の任期・再選
1961	第183条 共和国大統領の選挙は法に基づき、普通・直接選挙により行われる。相対的多数を獲得した候補者が当選する。	第135条 国家権力の憲法上の任期は、本憲法の特別な規定がないかぎり5年とする。 第185条 憲法が定める一任期またはその半分以上にわたって共和国大統領となったことのあるものは、任期満了時より10年間は再選が禁止され、大統領に就任することはできない。
1999	第228条 共和国大統領の選挙は法に基づき、普通・直接・秘密選挙により行われる。最大有効得票数を獲得した候補者が当選する。	第230条 大統領の任期は6年とする。共和国大統領は再選により任期の継続が可能である。(注)

(出所) 1999年憲法より筆者抜粋・整理。

(注) 1999年憲法では当初再選は、連続再選が1度のみ認められていた。しかし2009年の憲法改正により、連続再選の回数制限が撤廃されている。

## 3. 大統領選挙と議会選挙

1961年憲法、1999年憲法のいずれにおいても大統領制がとられているが、これは少なくとも2つのことを意味する。1つ目は、大統領が国民の投票によって選出されるということであり、大統領(つまりひとり)の選出方法は多数代表制



となる。すなわち、これは政治において比例代表制原則よりも多数代表制原則がより強く反映される傾向を示唆している。

大統領制が示唆する2つ目の点は、国家権力間のバランス、とくに行政府（政府あるいは大統領）と立法府（国会）の間の権力バランスである。権力分立の原則のもとでは、行政府と立法府の間の権力バランスが有効的に保証されていなければならない。選挙制度あるいは政治一般を分析するうえで、行政府と立法府のそれぞれが選挙で選出されてから任期を終えるまでの間に、相互にどのような関係にあるかは重要である。そして、政府（大統領）と国会（議員）は、いずれも権力の源泉が国民による選挙に依拠しているため、両者間の権力バランスは選挙が同時実施されるのか、それとも別々に実施されるのかによっても影響される。

Shugart y Carey は以下のように説明する。

大統領選挙および国会議員選挙が同時に実施されるのかあるいは別途実施されるのかは重要で、以下の3つが選挙結果に大きな影響を与える。①有力な大統領候補者による牽引効果（いわゆる「航空母艦効果」）、②大統領選で当選者に託された有権者の「信頼の1票」と、大統領選において自らが投票した候補者が落選した有権者が、それに続く選挙での投票参加意欲を低下させること、③大統領の在任中の業績や成果が、引き続き選挙に与える影響。大統領選挙と国会議員選挙が同時に実施される場合、大統領選で当選の可能性が高い候補者の所属政党が国会で多数派を形成する傾向がある（上記①の航空母艦効果）。とりわけ大統領選が相対的多数<sup>(7)</sup>によって選出され、1度の投票ラウンドで当選者が決定する場合、この傾向が強い。上記②の効果により、大統領選で当選者に投票した有権者が、引き続き選挙で大統領派候補に「信頼の1票」を投じる一方で、大統領選で落選した候補者に投票していた有権者が続けて実施される選挙で参加意欲が低下する結果、次の選挙は大統領派にとって「ハネムーン」と呼ばれる有利な状況になる。通常、大統領選挙が終わって日が浅いうちに実施される選挙ほど、大統領の所属政党・団体が有利になる。（中略）③の大統領の任期中の業績・成果については、通常、任

期末期に大統領の政治運営において陰りがでるもので、それはどの大統領にも起こり得る。大統領の政策の失敗、あるいは有権者が彼の業績を批判的に評価する場合、議会選挙の票は野党へと流れるのが一般的である<sup>(8)</sup>。

それでは、ベネズエラでは大統領選挙と国会議員選挙の実施タイミングがどのようになっているのかみてみよう。1961年憲法（および選挙関連法）では、国会議員選挙と大統領選挙が同時に実施されると定められていた。それが1999年憲法では変更され、大統領任期を6年間に延長し、国会議員の任期を5年間に据えおいたため、これらの選挙は別々に行われることになった。これら2つの選挙が同時に実施されるのは30年ごとになる（表4を参照）。

表4 1999年憲法における選挙周期および国会議員選挙が大統領選挙の結果から受ける影響

選挙	年	選挙の種類	国会議員選挙が大統領選挙の結果から受ける影響
1	2000	同時選挙	牽引効果（政府に有利）
2	2005	国会議員選挙	悪影響（野党に有利）
3	2006	大統領選挙	
4	2010	国会議員選挙	悪影響（野党に有利）
5	2012	大統領選挙	
6	2015	国会議員選挙	悪影響（野党に有利）
7	2018	大統領選挙	
8	2020	国会議員選挙	牽引効果（政府に有利）
9	2024	大統領選挙	
10	2025	国会議員選挙	牽引効果（政府に有利）
11	2030	同時選挙	牽引効果（政府に有利）

（出所）筆者作成。

（注）「牽引効果」とは大統領選挙の勝者（2つの選挙が同時実施の場合）や大統領（別々に実施される場合の前回大統領選挙の勝者）の業績が、国会議員選挙において大統領選挙の勝者グループ（与党）を後押しするという意味。上述の Shugart y Carey のいう「航空母艦効果」のこと。2つの選挙が同時開催の場合や、大統領選挙後相対的に短いスパンで国会議員選挙が行われる場合、この傾向がみられる。「悪影響」とは逆に大統領選挙後相対的に長い時間が経過した政権後期においては、与党にとってマイナスの効果が国会議員選挙にみられる。



このモデルでは、国会議員選挙と大統領選挙が行われる相対的タイミングによって、異なる政治ダイナミクスが生み出されることになる。大統領の任期中に国会議員選挙が開催されて国会内の勢力構成が変わると、政府と国会の間の関係性も変わる。表4は、2000年の同時選挙後の大統領の任期中には、最後の年を除くほぼすべての期間にわたって政府と国会の間の関係が安定していたことを示している。一方、国会議員選挙が大統領任期の半ばで行われることになる次回（2015年）の国会議員選挙では、それを境に政府と国会の間の関係が変わることになる。国会議員選挙の前の期間では、大統領選出の2年前に選出されていた国会（すなわち、必ずしも大統領と同じ政党が多数とは限らない国会構成）とともに大統領が国政をつかさどる時期、そして国会議員選挙後は、大統領の任期前半の業績・成果に影響されて勢力構成が決まるため、国会とともに大統領が国政をつかさどる時期となる。

#### 4. 「政党」概念の変化

1961年憲法と1999年憲法を比較したときに注目されるもうひとつの変化が、政党をめぐる概念の変化である。1961年憲法では、政党は選挙プロセスの中心にあり、責任ある政治主体として位置づけられていた。しかし1999年憲法では、全文を通して「政党」という言葉が使われていないのである。1990年代に高まった諸政党に対する国民の不信感と、1999年以降政権を担うチャベス派の政治理念や言説を反映し、新憲法では「政党」という言葉の代わりに「政治目的団体」という言葉が使われている。このように1999年憲法では、政治主体として政党が無視されたかたちになっている。とはいえ、1999年憲法下で選挙法など新しい選挙制度が作られていくなかで、政党はふたたび選挙制度の中心に据えられるようになっていくのだが、このことについては後述する。

### Ⅲ. 1999年から2012年の選挙法の変更

#### 1. それ以前の状況—頻繁な選挙法改正—

選挙法は、憲法が定める選挙に関する原理原則を、具体的に実践するためのルールであり、憲法が定める価値観を具体的なかたちに実現していくものであ

る。注目されるのは、ベネズエラにおいては、選挙が継続的に実施されてきた54年間に、選挙法が頻繁に変更されてきたことである。この間、選挙法の改正は合計17回にのぼる（表5参照）。法改正が4回（1958年，1970年，1997年，2009年），一部改正が11回，1999年の制憲議会の招集規定，そして公民権力による選挙綱領の制定である。さらに，選挙の運営を担う選挙管理委員会の制度と機能について定めた2002年の選挙権力組織法の改定もあげられよう。

54年間に17回もの法改正があったということは，選挙法は平均して3年で変更されている。それは，大半の公職ポストの任期の半分強に相当し，すなわち計算上は，いかなる大統領も任期を全うする前に新しい選挙ルールに従わざるを得なくなることが推測される。とくに1988年以來，選挙法の改正にはいっその拍車がかかっている。17回行われた選挙法改正のうち10回が同年以降に実施されている。

表5 選挙法の改正1958～2009

法律・改正	年
選挙法	1958
選挙法の一部改正法	1959
選挙法の一部改正法	1964
選挙法の一部改正法	1968
選挙組織法	1970
選挙組織法の一部改正法	1973
選挙組織法の一部改正法	1977
選挙組織法の一部改正法	1988
選挙組織法の一部改正法	1989
選挙組織法の一部改正法	1992
選挙組織法の一部改正法	1993
選挙組織法の一部改正法	1995
選挙および政治参加組織法	1997
選挙および政治参加組織法の一部改正法	1998
制憲議会招集規定	1999
公民権力の選挙綱領	2000
選挙過程組織法	2009

（出所） 国家選挙管理委員会（選管，CNE）ウェブページ（<http://www.cne.gov.ve/>）。

## 2. 議会選挙の制度

議会選挙制度もまた大きな変更を経験してきたが、それはとくに比例代表制の原則に大きな変化をもたらした。ベネズエラにおいては民主主義が確立された1958年より30年間にわたり、選挙は比例代表制の原則<sup>(9)</sup>に基づいて実施されてきた。そのなかで比例代表制は深化し、ベネズエラの実選挙制度は、制度上1988年にもっとも比例代表制の原則を反映したかたちになった。しかしながら比例代表制は1989年に分岐点を迎えた。同年、それまでの比例代表制に小選挙区制を加えた混合方式（「ドイツ式」と呼ばれる小選挙区比例代表併用制の類似形）が導入されたのである。

少数派の政治意志も反映させるという比例代表制の原則は、1945年にそれまでの多数代表制に代わって比例代表制の原則が打ち立てられて以降、ベネズエラにおける選挙の伝統の一部となり、1958～1988年はこの比例代表制の原則が維持されていた。議会において少数派の政治意志を反映させる方法としては、国会や地方議会（州、市、区）の選挙に際して各選挙区レベルでのドント式の採用と、さらにドント式を全国レベルにも適用し、全国の各政党の得票を合計して、その得票数に応じて追加的に議席を配分する「追加選出議員」<sup>(10)</sup>制度が採用されていた。

1989年に比例代表制に加えて小選挙区制も併用する混合方式が採用されたことで、従来に比べて比例代表部分の選挙で選出される国会議員数が半減する可能性もでてきた。一方、比例代表制の追加選出議員制度は維持された。純粋な比例代表制から混合方式への移行は、諸政党の得票率と獲得議席数の間に不均衡をもたらすが、小選挙区の選挙結果にも比例代表の成果が反映される小選挙区比例代表併用制が適用されたことと追加選出議員制度が維持されたことで、その不均衡は1989～1999年にはある程度是正されていた。

しかし1997年に混合方式の小選挙区制を大選挙区制に転換（各選挙区からの選出議席が1議席から複数議席へと拡大）することが決定された（実施は1999年より）。その議席数は人口比率で決定されていたが、徐々にその反映割合にずれが生じ、1票の格差が拡大した。

さらに2009年以降には、比例代表制部分に対する変更も行われた。それまでは各州の人口に比例して上限なく決められていた選出議席数に、最大3議席という上限が設けられたのである。この結果人口が多いスリア州や首都区などで

は、人口が少ない州に比べて1票の重みが薄れた。またそれらの州で強い勢力をもつ政党が得票率に見合った議席数を獲得できなくなった。

加えてチャベス政権下では、憲法上可能であるにもかかわらず、全国および地方レベルで各政党の得票数に応じて選出される追加選出議員制度が廃止された。さらに、混合方式のなかでも、比例代表原則が大選挙区部分にも反映される比例代表併用制から、大選挙区選挙で選出される議席数が比例代表選挙の結果から切り離される比例代表並列制に変更された。そのため大選挙区部分において各党の得票割合と議席数にずれが生まれ、また少数政党への投票が死票となってしまい、ますます比例代表制の原則を弱めてしまったのである。これらの結果チャベス政権下においては、比例代表の原則は名目的には維持されたものの、比例代表の原則を担保するメカニズムが縮小されていったのである。

比例代表制の反映部分が縮小されて得票率と獲得議席数の割合に乖離が生じるようになった結果、ある州で知事ポストを獲得して優勢である政党が、同時に行われた当該州の州議会議員選挙においては少数の議席しか獲得できないということが起きるようになった。2012年のミランダ州知事選で勝利した反チャベス派政党が、同時に実施された州議会議員選挙では獲得した議席数が少なかったのが好例である。得票率と議席数の割合の乖離は、2010年の国会議員選挙においてもみられた。反チャベス派は得票率が47%であったにもかかわらず議席は40%しか獲得できなかった。一方チャベス派は、得票率が48%であったのに対して60%の国会議席を獲得したのである<sup>(11)</sup>。

## IV. 1999年以降の選挙制度

### 1. 選挙権力（国家選挙管理委員会）

1999年憲法は、伝統的な三権分立（行政権、立法権、司法権）に加えて新たな「市民権力」および「選挙権力」の2つを国家権力に組み入れた点が新しい。同憲法第136条の規定では、「国家権力は、行政権、立法権、司法権、市民権力、選挙権力に分立される」として、国家選挙管理委員会（Consejo Nacional Electoral: CNE、以下「選管」）が選挙権力をつかさどる機関であると定める。なお市民権力は、オンブズマン、検察庁、会計監査院から構成される。

ベネズエラでは、1990年代に政党が国民の信頼を失ったことを反映して、1999年憲法やそれ以降に成立した法律では、政党の役割が縮小される方向にある。1996年までは、最高選挙委員会（Consejo Supremo Electoral: CSE）<sup>(12)</sup>のメンバーの過半数が諸政党から指名された人物であったが、1997年以降は普通選挙政治参加組織法および1999年憲法により、選管のメンバーは政党とはいかなる関係ももたない市民が任命されることとなった。

選管は5名の委員により構成されている。また、委員1名につき2名、全部で10名の代理委員がいる。委員は国会の3分の2の賛成により選出され、任期は7年だが、2期にかぎり再選が可能である。うち3名の委員は市民社会組織が推薦する候補者リストから選出され、1名は国立大学の法政治学部より、そして最後の1名は市民権力から推薦される。市民社会組織から推薦される3名の委員は、憲法によって定められる選管の任期の初年度（任期7年の1年目）に選出されなければならない。残りの2名は任期の中間点（3年半）で選出される。

現在の選管メンバーのうち市民社会組織から推薦・選出された委員の任期は2006～2013年であり、残りの委員の任期は2009～2016年である。いずれのグループも2005年の国会議員選挙で選出された国会によって選任されているが、同選挙は反チャベス派諸政党が選挙をボイコットしたため、国会はチャベス派の完全支配下にあった。

選管委員は、選挙権力を行使して、選挙プロセスに大きな影響を及ぼしている。選管委員に関しては、明らかに政治的公平性に欠き偏向していると非難されてきた。5名の委員のうち4名が与党ベネズエラ統合社会主義党（Partido Socialista Unido de Venezuela, 以下PSUV）と関係があり、残りの1名が反チャベス派と関係があることが繰り返し指摘されている<sup>(13)</sup>。

選挙に関する告発のうち、とくに多いのは、選挙違反に対して選管がほとんど処罰しないことである。たとえば、以下のような例がある<sup>(14)</sup>。

- 候補者が国家資源（資金、人的資源、インフラ）を使用していること。
- 国有メディアを使用していること。
- 公共事業の開業式などの国家行事に候補者が出席すること。
- 愛国のシンボルを選挙活動に使用すること。

結論として、選挙権力（選管）を国家権力のひとつとして確立したことは、民主主義における選挙の役割を重視したという意味において、大きな進歩であったことは確かである。選管は1999年以降、制度構築や近代的投票制度の導入などでは改善があった一方で、選管委員個人の政治的に中立でない行動や意思決定が民主主義に影を落としている<sup>(15)</sup>。反チャベス派の諸政党は、選管委員は自らの政治選好を反映して公平性を欠いており、それが選挙結果に大きな影響を及ぼしていると批判する。

## 2. 選挙のプロセスと機能

従来、ベネズエラでは、選挙は12月の最初の日曜日に実施されるものと決まっていた<sup>(16)</sup>。しかしながら、2012年の選挙では、ベネズエラの民主主義の歴史が始まって以来初めて、選管は選挙の実施を10月7日とした<sup>(17)</sup>。これは、選管の説明では、2012年には大統領、州知事、市長選挙に州議会議員選挙を加え、合計で596の公職が一斉に任期切れとなるためという。さらにいえば、市議会議員については2009年より任期が切れた状況が続いている<sup>(18)</sup>。そのため、選挙日程は次のように定められた。

- 2012年10月7日 大統領選挙
- 2012年12月16日 州知事選挙・州議会議員選挙
- 2013年12月8日 市長選挙・市議会議員選挙<sup>(19)</sup>

最後にあげられている市レベルの選挙については、市権力組織法の規定により単独で実施しなければならないことになっている。しかし、知事と大統領については同一選挙で選出されることにまったく問題はない。にもかかわらず、選管は大統領選を10月、知事選を12月とずらして実施した。反チャベス派リーダーらは、これは与党 PSUV の知事らのマイナスイメージがチャベス大統領の印象に影を落とすのを避けるためであり、また大統領の病気が悪化することを予期したのもであったと主張する。

## 3. 選挙キャンペーンおよびマスメディア

選挙規定では、選挙キャンペーン期間は3カ月間であり、投票日の3日前に



終了すると定められている。すなわち、候補者が公の選挙活動を行うことができるのは投票日前の水曜日までということになる。また、投票日7日前からは世論調査結果の発表は制限される。

マスメディアの利用に関しては、以下のように規制されている。

- 候補者がテレビで選挙メッセージを流すことができるのは1日に3分間まで。
- ラジオで宣伝できるのは4分間まで。全国紙または地方紙で宣伝ができるのは半ページまで（タブロイド紙の場合は1ページ）。
- 携帯電話または固定電話への宣伝メールは週に3件まで。

看板およびポスターによる選挙活動については、法律上の規制はない。ただし、公的機関のある場所に設置することは禁じられている。選挙資金については、1999年憲法第67条の規定では、公的資金（すなわち国家資金）による政党への資金援助を禁じているため、（自己資金であるかどうかにかかわらず）民間の資金を利用しなければならない。また憲法は、資金の用途について制限する可能性についてふれてはいるものの、現在のところ実際に選挙資金の用途が制限された選挙はない<sup>(20)</sup>。

#### 4. 投票プロセス

投票は1日のみで、午前6時から午後6時までである<sup>(21)</sup>。午後6時以降は投票の順番を待つ有権者が列をなしている投票会場においてのみ、最後の有権者が投票するまで時間の延長が認められている。投票の準備作業は数日前から開始される。

従来は投票会場として教育省管轄の学校校舎が使われてきたが、現行の選挙規定では、投票会場は「選管が事前に指定した場所」とのみ規定する<sup>(22)</sup>。また選挙に際しては、「共和国計画」の名のもと、ポリバル国軍が投票会場に配置される。公共の秩序維持や選挙機材の警護など、選挙に必要な支援を行うことを目的とする。ただし、選挙は根源的に文民のものであるため、「共和国計画を実行する隊員は選挙活動に干渉することはできない」と規定されている<sup>(23)</sup>。

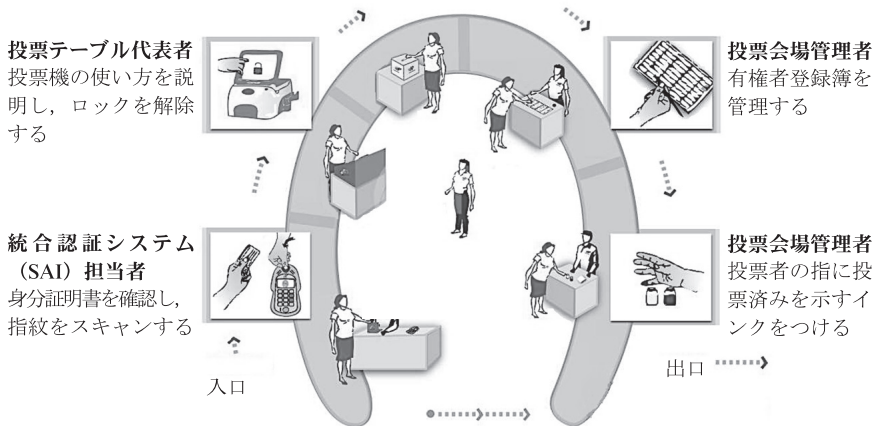
軍はまた、各投票会場で選挙を実施するのに不可欠な機材が詰められたセッ

トの引き渡し、投票機（機械およびデジタル投票用紙）および有権者の指紋を照合する統合認証システム（SAI）の運搬を担当する。投票会場となる学校では、投票が日曜日に行われるため、その前の木曜日から投票日後の火曜日まで休校となるが、教育省が選管とともに必要と判断したときは、休校期間を延長することができる<sup>(24)</sup>。

投票日当日は投票管理者による投票会場の設置をもって選挙プロセスが始まる<sup>(25)</sup>。図1に示されるように、投票者は馬蹄型に設置された投票テーブルにそって投票手続きをふんでいく。

- ① 身分証明書を提示し、指紋照合機（SAI）で指紋をスキャンし、機械投票システムを作動させる。
- ② 投票所管理者が有権者に投票の仕方を説明する。
- ③ 投票者は機械のある場所に移動し、画面の投票オプションから投票する候補者のボタンを押し、画面上で確認後「投票する」ボタンを押して、投票（デジタル）が終了する。それと同時に機械から投票結果を示した投票半券が発行される。
- ④ 投票者は、機械から発行された投票半券を投票箱に入れる。

図1 投票会場の設営



(出所) バネズエラ国営ニュース (Agencia Venezolana de Noticias) <http://www.vtv.gob.ve/articulos/2012/10/06/votar-es-facil-en-el-sistema-electoral-venezolano-5399.html>。

- ⑤ 有権者登録簿に署名し、指紋を押捺する。
- ⑥ 二重投票防止のために消えないインクを指につけて投票が終了する。

しかしながら、2012年10月7日の大統領選挙では、選管は、馬蹄型に組み込まれた投票プロセスに入る前に、情報ステーションと呼ばれるものを新たに組み入れて、係員がどの投票テーブルで投票するのか、有権者登録簿のどのあたり（ページと行）に自分の名前が記載されているのかを有権者に指示することにした。以前はこの作業は投票会場に設置される情報リストを用いて有権者自身が行っていたものである。同ステーションの設置により、10月7日の投票日には投票が大幅に遅れる事態が発生した。というのも、ほとんどの投票会場が投票テーブルの数より少ない情報センターしか設置しなかったため、投票の流れを詰まらせるとともに投票できる人数を少なくしてしまったため、長蛇の列ができた。選出される公職はひとつだけ（大統領）というシンプルな選挙であったにもかかわらず、投票に支障をきたした<sup>(26)</sup>。

開票は、午後6時に投票所が締め切られた後に開始される。投票機の投票結果は機械投票システムによって自動的に集計局<sup>(27)</sup>に送信される。投票機1台ごとの投票結果を取りまとめた選挙証明書を印刷する。同証明書は投票会場の管理者および各政党の証人が署名する。またその写しがそれぞれの政党立会人および投票テーブル代表者に渡される。

最後に、各投票会場において監査が行われる。これは各機械が発行した投票半券が入っている投票箱の51%をランダムに選んで実施される。選ばれた投票箱が開けられ、投票数を数えて、投票証明書に記載されている投票半券の結果と照合する。この過程はすべて公に行われるもので、希望する国民は誰でも参加できる。

## 5. 選挙の締め切りおよび異議申し立て

全国の投票会場が締め切られ、機械による投票結果が送信されると、選管本部の集計局ですべての投票会場の投票結果の集計が行われる。集計結果がこれ以上変わらないことが確定した時点で、選管委員全員で、最初の選挙公報として暫定結果を発表する。その後数日の間に新たに1,2の選挙公報を発行し、集計結果が100%出るのを待って最終選挙公報が発表される。自動投票システムが行き届いていない遠隔地や海外の大使館や領事館に設置された在外投票会場か

らの選挙証明書の到着に時間がかかるため、最終集計には数日かかる。

市民団体，一般市民，または政治団体は，有権者登録から投票証明書発行に至る選挙のどの段階においても異議申し立てをすることができる。選挙およびその結果に関する異議申し立ての期限は，選挙の終了後5日以内である。投票のプロセスが終了し，異議申し立てがない場合，法の規定外の目的に利用されないよう，選挙機材（投票箱，証明書，登録簿）は破棄される<sup>(28)</sup>。

## 最後に

1961年憲法と1999年憲法の基本的な相違は，選挙における比例代表制の原則の扱いである。1999年憲法が多数代表制へと軸足を移した結果，ベネズエラの実選挙の伝統であった少数意見を尊重し反映させる比例代表制のメカニズムは適合しなくなった。1999年憲法によるこの代表制原則の変更は，多数派の意見をより重視し，多数派以外の意見をもつセクターからの影響を受けにくくするような選挙システムの構築に向けての大きな一歩であったといえる。それは，制限も対抗勢力も持たないような権力を構築するのにも，一役買っている。

ルソーの政治哲学は，近代憲法で保証された権利，とくに選挙権の基盤となってきた。しかしながらその一方で，ルソーの「一般意志」の概念は，現在のベネズエラ社会でそうであるように，多数派グループが対抗勢力の影響や制限を受けずに権力を拡大していくための論拠にもなっている。

さらに1999年憲法で注目されるのは，1989年以降法律レベルで導入されていた，従来の比例代表制に候補者名記名式投票を組み込んだ混合方式が，憲法レベルで規定されたことである。この意味で1999年憲法は，1989年から適用されている混合方式を憲法上で確立したともいえる。当時は，混合方式とはいえ比例代表制原則を担保とするための追加選出議員制度があったため，比例代表制原則と候補者名記名式（多数代表制）の原則の間の均衡がとれていた。しかし1999年12月に新憲法が承認されると，混合方式は候補者名記名式や多数代表制主義に傾倒して均衡を失い，比例代表制原則を縮小することとなった。

1999年憲法も政府も，選挙を通じた市民参加を奨励してきたが，選挙をあくまでも間接的な制度としてとらえてのことであり，1999年以降民主主義におい

て選挙は主権行使の間接的な制度と位置づけられている。チャベスが大統領に就任して以降の14年間に、国民投票は5回実施されている。うち1回は国民が主導したもの（大統領不信任投票）で、あとの4回は政府主導で実施されたものである。1999年以降の選挙は16回にのぼり、上述の5回の国民投票のほかに、大統領選挙3回、国会議員選挙3回、地方選挙6回、制憲議会選挙1回が実施されている（2000年は大統領選挙、国会議員選挙、地方選挙が同時実施）。

1961年憲法に比べて1999年憲法に導入された変更でもうひとつ重要なのは、ベネズエラ民主主義の基本主体として「政党」という文言が憲法から消滅したことである。政党は、1958年以降は政治の主役のひとつであったのが、1999年以降は政治制度からははずされてしまった。おそらく1999年憲法は、20世紀末の20年間に広がった反政党・反政治意識をくみ取り、政党については、その重要性に

表6 1998年から2012年の間に実施された選挙

年	選挙の種類
1998	国会議員選挙
1998	大統領選挙
1999	国民投票
1999	制憲議会選挙
1999	憲法承認国民投票
2000	大統領選挙, 国会議員選挙, 地方選挙（州知事, 州議会議員, 市長）
2000	地方選挙（市議会議員）
2004	大統領不信任投票
2004	地方選挙（州, 市）
2005	国会議員選挙
2005	地方選挙（市議会議員, 区評議員）
2006	大統領選挙
2007	憲法改正国民投票
2008	地方選挙（州, 市）
2009	憲法修正条項国民投票
2010	国会議員選挙
2012	大統領選挙
2012	地方選挙（州）

（出所） 筆者作成。

（注） 表には、2006年の3市長選挙、2007年の複数の市長に対する不信任投票、2010年に一部の地方政府で行われた地方選挙（州・市レベル）などは含まれない。

もかわらず、言及しなかったのであろう。だからといって政党を代替する別の組織を提案することもなく、1999年憲法はベネズエラ社会で政治的な役割を果たす組織を特定することを単に控えたのである。

2009年の選挙法は、1999年憲法発布後最初に承認された選挙法であった。にもかかわらず、1999年憲法が政党という言葉の代わりに使った「政治目的団体」という言葉を使わず、全文を通して政党に対する規則を定めている。つまり憲法が「政党」という言葉はしなかったにもかかわらず、実際には政党は引き続きベネズエラ選挙の基本的主体であるということである。

政党をめぐる問題は、選挙制度および民主主義制度にかかわるすべての法律および法改正において議論されてきたことである。政党が果たすべき役割が不明確であるということは、ほとんどすべての法律に反映されている。ベネズエラの民主主義確立期には、政治権力をめぐる競争の主体としてのみならず民主主義を保証する存在として、政党は特別な存在であった。選挙の公平性を保証する制度にも、政党がそのように特別な存在として認識されていたことが反映されている。同様に、ベネズエラ社会において政党が法律によって特別な位置づけをされてきたことは、民主主義の柱である政党の発展を促すためにさまざまなインセンティブが設けられてきたことから説明できる。しかしながら、権力に座る期間が長くなるにつれて、政党の役割はほころび始め、その結果、政党に代わる政治代表の新たなかたちの模索が始まったのである。

1999年憲法から2009年の選挙法に至るまでのさまざまな法律で、比例代表の原則を縮小するようなモデルが用いられるようになった。この方向性の変化をまとめると次のようになる。人口の議席数への反映比率に変更がないまま大選挙区制の選挙区が新設されたこと、追加選出議員制が廃止されたこと、比例代表部分の選出議員数が人口に関係なく最大3人という上限が設けられたこと、大選挙区制選挙が比例代表制選挙から独立した比例代表並列制に変更されたこと、である。

多数代表制を核とするこの新しい代表モデルは、ベネズエラの民主主義では経験のないものである。多数代表制は、全国で強い基盤をもつ政治組織（地方議会の場合は州でもっとも強い基盤をもつ政治組織）への権力集中を促す。権力集中に関しては、以下の二点が重要となる。第一に、このモデルは州や市レベルの選挙区で票を集中させ、それによって地方レベルでの新しい政党の設立と強化



を促す。第二に、追加選出議員制度の廃止が、地方政党が全国政党に移行するのを困難にする。各政党の全国での得票数を積み上げて追加議員が選出されていたときには、地方政党も地元以外の州において票を獲得をすれば追加議員を獲得できた。しかしその制度がなくなった今、限られた選挙資源を地元以外に使うインセンティブは消え、地方政党は地元での選挙活動に集中することになる。その結果既存の全国政党のライバルとなりうる新しい全国政党が生まれにくくなる。

ベネズエラの選挙権力は、歴史を通して2つの危機を経験してきたといえる。ひとつ目は、政党など主権の代表者である政治アクターの危機であり、もうひとつは比例代表制モデルそのものの危機である。政治アクターの危機に関しては、新しい政党が多数生まれたのに加え、市民社会、軍、企業といった多様な政治アクターが台頭した。しかしながら、それらのうちベネズエラ社会に浸透して根を下ろすに至ったものはひとつもなく、現在も1990年代初めと同じ政治的代表的危機という状態が依然として続いている。

2つ目の比例代表モデルの危機については、いっそう深刻である。それは、よりよく社会を代表するためというよりもむしろ、権力維持のためであるかのような排除的なモデルを構築しようとするもくろみが見られるため、その結果、ベネズエラ民主主義の質や正統性がむしろ弱まるとしている。

1999年以降の選挙法がこのような選挙制度を構築してきたため、反チャベス派勢力は、有権者の支持が最近の選挙（とくに2010年の国会議員選挙）で拡大しているにもかかわらず、その支持率に比例した権力スペース（議席）を獲得できずにいるのである。

---

### 【付記】 大統領不在時の規定

- 本章執筆後に、チャベス大統領の癌再発、再手術が発表されたため、大統領の不在に関する憲法上の規定を以下に付記する。

チャベス大統領は、2011年6月に悪性腫瘍で手術を受けたと公表した。このため、1999年憲法が定める、大統領が健康状態を理由に公務を放棄する場合の

シナリオについて世論が沸騰することとなった。そして大統領が2012年12月8日に国営放送を通じて再手術を受けるため復権しない可能性を示唆したことによって、「チャベス不在」シナリオはいっそう現実味をおび、それを考慮に入れた政治的シナリオがいくつも議論されている。

2012年10月7日に2013～2019年の任期で大統領に選出されたチャベスは、憲法第231条の規定に基づき、2013年1月10日に就任しなければならない。同条は、「選挙で選出された大統領候補は、憲法で定められた任期1年目の1月10日に、国会において宣誓して就任する。なんらかの理由により大統領が国会で就任することができない場合は、最高裁において宣誓・就任を行う」と規定する。しかしながら、最近行われた再手術の程度や術後経過から判断して、憲法が定める1月10日の就任宣誓式に出席することは不可能ではないかといわれている。

また、憲法第233条には、大統領の一時的または絶対的不在が考えられるシナリオとして、次の記載がある。「次の場合に“大統領の絶対的不在”と定義する。死亡、辞任、または最高裁による罷免、最高裁判所が任命した医師団により身体的・精神的不能状態にあると診断され、かつそれが国会により承認された場合、国会が公務放棄であると宣言した場合、また国民の大統領不信任投票で不信任となった場合」。

選出された大統領が就任前に「絶対的な不在」の状態になった場合は、30日以内に新たな普通・直接・秘密選挙が行われなければならない。新大統領が選出され就任するまでは国会議長が暫定大統領を務める。

憲法が規定する任期の最初の4年間に「大統領の絶対的不在」の状態になった場合は、30日以内に新たな普通・直接・秘密選挙が行われなければならない。新大統領が選出され就任するまでは副大統領が暫定大統領として代行する。この場合、新大統領は残りの任期を全うする。

一方、憲法で定められた任期の最後の2年間に「大統領の絶対的不在」の状態になった場合は、副大統領が暫定大統領として、残りの任期を全うする。

表7に、大統領の絶対的不在と一時的不在、およびその時期別に、憲法に記載されているシナリオを示す。

術後回復に向かう大統領が、憲法の定める日の就任宣誓式に不在であれば、大統領は資格を剥奪されることになる。しかし、その後に回復したとしたらどうだろうか。表7が示すように、憲法には、定められた日の就任宣誓式に出席

表7 憲法に定められた大統領不在時のシナリオ

時期	絶対的不在	一時的不在
就任前	国会の議長が代行する。30日以内に新たな選挙が召集されなければならない。	記載なし
任期の最初の4年間	副大統領が代行する。30日以内に新たな選挙が召集されなければならない。	復帰するまで副大統領が代行（最大180日間）。
任期の最後の2年間	副大統領が代行し、残りの任期を全うする。	復帰するまで副大統領が代行（最大180日間）。

（出所）1999年憲法より筆者作成。

できない場合の大統領の一時的不在に関する記載がない。

また、絶対的不在の宣言がどのように行われるかも重要である。大統領の絶対的不在を宣言できる主体やメカニズムはいくつかある。まず、大統領自らが辞任できる。最高裁判断によっても罷免できる。国会も公務放棄を宣言でき、国民の意思で不信任投票により罷免することも可能だ。以上のように、可能性はいくつもあるが、絶対的な不在宣言を行うには複数の権力の意志が必要となる。司法権については、基本的に憲法法廷および最高裁大法廷（司法権最大の権限をもつ法廷）が挙げられる。最高裁大法廷は最高裁を構成する6つの法廷の裁判官によって構成される<sup>(29)</sup>。その大半が2000年選出の国会によって任命された裁判官であり、残りは2005年選出の国会によって任命された裁判官である<sup>(30)</sup>。その結果、最高裁は大統領寄りであるとしばしば指摘されている<sup>(31)</sup>。

国会も大統領の公務放棄を宣言することで、絶対的不在を宣言できる。そのためには3分の2の賛成が必要である（全議員165名のうち109名）。しかしながら、反チャベス派議員は全議員165人のうち67人だけであり、一方、チャベス派の98議員は大統領に忠実である。

最後に、身体的・精神的に職務を果たすことができないと診断を下す医師団の形成には最高裁による任命と国会による承認が必要とされているが、現在のところ、国会に医師団を任命するよう誰が申し出るのが明確ではない。

任期の4年目に入る前（つまり2017年1月より前）に大統領の絶対的不在が宣言された場合、その日から30日以内に選管は新たな選挙を実施しなければならない。しかしながら、選管は、90日以内に選挙を組織することはできないと明言している。

大統領が2013年1月10日の就任宣誓式に出席できない場合、あるいはさまざまな国家権力により「絶対的な不在」と解釈された場合、2013年に新たな大統領選挙が実施される公算は大きい。

【注】

- (1) 国会，州議会，市議会それぞれの選挙。
- (2) たとえば，アルゼンチンでは，当選するためには，投票率が45%以上であるか，投票率40%以上かつ次点候補者との間に10%以上の得票率の差が必要である。
- (3) 「多数代表制は，少なくとも2回目の投票で多数の票を得ることで候補者により強い正当性を付与する制度である一方，第1回目の投票では有権者は自分の本来の政治理念にのっとって投票するため，票の大きな分散や政党制度の分割を招く制度でもある。その結果，統治能力に影響を与えることもある」。  
(Nohlen, Dieter [2007] “Sistemas electorales presidenciales y parlamentarios,” Dieter Nohlen, Daniel Zovatto, Jesús Orozco, y José Thompson comps., *Tratado de derecho electoral comparado de América Latina*, México D.F.: IDEA/Fondo de Cultura Económica, p.330).
- (4) また，ラテンアメリカ議会やEU議会のように，国境を越えた議会選挙もある。
- (5) 19世紀末から続いていた軍事政権から1945年に1度民主化したものの，わずか3年で再びペレス・ヒメネス将軍 (Marcos Pérez Jiménez) による軍事政権の手におちた。1958年に再度民政移管した後は，民主体制が維持されてきた。
- (6) とはいえ，選挙以外の直接的政治参加の手段はいずれも市レベルまたはコミュニティレベルの参加メカニズム (ミクロ民主主義) であり，全国規模のもの，すなわち国民全員の参加を促し，保証するものはひとつもないことを指摘しておきたい。
- (7) 相対的多数とは，単純にほかよりも多い得票という意味。一方，絶対多数は，投票数の過半数の獲得が必要という意味。
- (8) Gutiérrez, Edgar (2007) *Fijando las reglas del juego. Elecciones, partidos y leyes electorales en Venezuela 1958-2000*, Caracas: UCV, p.198. もとは，Shugart, Matthew y Carey, J.M. (1992) “Presidents and Assamblies: Constitutional Design and Electoral Dynamics,” *European Journal of Political Research*, No. 12.
- (9) 比例代表制および多数代表制の原則の分析については，表1を参照のこと。
- (10) 追加選出議員とは，各選挙区では最大得票とはいかずともかなりの得票数を得たにもかかわらず，票が異なる選挙区に分散しているために議席を得られない政党が出るという票の分散効果を是正するため，各選挙区から選出された議員に加えて，各政党の全国合計得票数に応じて追加で政党に議席を与える制度である。
- (11) 詳細は Briceño, Héctor (2011) “Reformas electorales y desproporcionalidad en las elecciones parlamentarias de 2010,” *Revista Cuestiones políticas*, vol. 27, número 47, を参照のこと。
- (12) 1996年まで選挙を所轄していたのは最高選挙委員会 (CSE) であった。1997年の選挙法により，名称が国家選挙管理委員会 (CNE) と変更され，1999年憲法によりその名称が憲法上確立された。
- (13) <http://www.eluniversal.com/nacional-y-politica/121124/sumate-an-debe-elegir-rectores-electorales-independientes> を参照のこと。

- (14) 選挙に関する詳細な分析は、2012年ベネズエラ大統領選挙に関するカーター・センターの報告書を参照されたい。 [http://cartercenter.org/resources/pdfs/news/peace\\_publications/election\\_reports/venezuela-2012-election-study-mission-final-rpt.pdf](http://cartercenter.org/resources/pdfs/news/peace_publications/election_reports/venezuela-2012-election-study-mission-final-rpt.pdf)
- (15) 選挙の歴代委員長は2名とも現在公職に就いている。カラスケロ元委員長（Francisco Carrasquero）は現在最高裁判所の裁判官であり、選挙を退任すると同時に同職に就いた。同じくロドリゲス元選挙委員長（Jorge Rodríguez）は現在首都区リベルタドル市の市長である。注目されるのは、両者とも与党PSUVと強い関係があることである。ロドリゲスは選挙委員長を辞した直後にチャベス政権の副大統領に任命されており、その後もPSUV内で重要なポストについている。たとえば2012年の大統領選挙ではチャベス陣営の選挙キャンペーンのリーダーを務めていた（PSUVのウェブページ <http://jorgerodriguez.psuve.org/ve/biografia/#.URABhlpZtOo>）。一方カラスケロ元委員長も政治的偏りが明らかであり、裁判所の年初のセレモニーで、政府のスローガンである「チャベスは不滅だ！」の大合唱に参加していた（“Uh, ah, Chávez no se va,” <http://www.youtube.com/watch?v=UQYVK4RIEUc>）。裁判官およびその任命日については、（<http://www.tsj.gov.ve/eltribunal/magistradoshistorico.shtml>）を参照。
- (16) 例外的に1998年には、国会議員選挙が11月に前倒しされ、その1カ月後に行われる大統領選挙と切り離された。
- (17) [http://www.CNE.gov.ve/web/sala\\_prensa/noticia\\_detallada.php?id=2003](http://www.CNE.gov.ve/web/sala_prensa/noticia_detallada.php?id=2003)を参照のこと。
- (18) <http://www.elinformador.com.ve/noticias/barquisimeto/politica/2013-concejales-tendran-cuatro-anos-periodo-vencido/45250>を参照のこと。
- (19) 2011年12月に選挙が承認した選挙予定表では、当初市長選挙・市議会議員選挙は4月14日に予定されていたが、5月26日、7月14日と2度にわたって延期された。そしてチャベス大統領の死去とともに同選挙は3度目の延期となり、2013年12月8日に実施されることが2013年5月30日に選挙より発表された（監訳者）。（[http://www.cne.gov.ve/web/sala\\_prensa/noticia\\_detallada.php?id=3199](http://www.cne.gov.ve/web/sala_prensa/noticia_detallada.php?id=3199)）を参照。
- (20) [http://www.CNE.gov.ve/web/normativa\\_electoral/elecciones/2012/presidenciales/documentos/Reglamento\\_Especial\\_Campana\\_Elecciones\\_Presidenciales2012.pdf](http://www.CNE.gov.ve/web/normativa_electoral/elecciones/2012/presidenciales/documentos/Reglamento_Especial_Campana_Elecciones_Presidenciales2012.pdf)を参照のこと。
- (21) 2007年までは午前6時から午後4時までであった。
- (22) 国会、選挙過程組織法、2009年。
- (23) 選挙、選挙過程組織法一般施行規則第293条、2012年。
- (24) 2012年12月16日の地方選挙の際には、12月21日まで授業が続けられその後クリスマス・年末年始休暇に入る予定であったものの、教育省は休暇の開始を前倒しして、12月12日より1月7日までとした。
- (25) 投票会場は選挙の従属機関とみなされ、有権者登録簿に登録されている市民からランダムに選ばれた者が投票所管理者となる。この意味で、選挙への参加は国民の義務であり、義務を果たさない者は処罰される。
- (26) 実際、同ステーションがもたらした遅滞について、オプリータス選挙委員（Sandra Oblitas）は午後3時、同ステーションの通過はオプションで義務ではないと発表した。しかし、すでに投票が開始されてから9時間が経過しており、投票締め切りまで3時間しかなかった。
- (27) 集計局は選挙本部にあり、選挙のエンジニアおよび各政党の証人から構成されている。
- (28) 2003年チャベス大統領に対する不信任投票の実施を求めた署名が集められたが、チャベ

ス派のタスコン国会議員（Luis Tascón）が署名者の氏名やその他の個人情報公表したため、その署名リストは「タスコン・リスト」と呼ばれる。不信任投票を求める署名活動自体は憲法が定める手続きに則ったものであったにもかかわらず、政府は署名した者を排除するためにそのリストを利用した。具体的には、署名した者を公的部門、とくに政府機関である官庁や国営企業（PDVSA など）に就職させない、国営銀行の融資を受けられないようにするなどである。

- (29) 6つの法廷とは、憲法法廷、民事法廷、刑事法廷、政治行政法廷、社会法廷および選挙法廷のことである。
- (30) 2005年の国会議員選挙は反チャベス派がボイコットしたため、2007年に少数派（社会民主主義党 [PODEMOS]）の一部がチャベス派連立与党から離反するまでは、国会はチャベス派の完全な支配下にあった。
- (31) 注15を参照。